

▷ 保有個人情報の開示請求手続等に必要な本人確認書類の例示

請求者（請求書の請求者欄に名前を書く者）	窓口で直接請求時に必要な本人確認手続	送付（郵送）による請求時に提出が必要な書類
保有個人情報の 本人 の場合	1 本人 の本人確認書類の提示	1 本人 の本人確認書類のコピー 2 本人 の「住民票の写し」
本人 の 法定代理人 が請求者の場合	1 法定代理人 の本人確認書類の提示 2 本人 と 法定代理人 の関係を明らかにする戸籍謄本等の提出	1 法定代理人 の本人確認書類のコピー 2 法定代理人 の「住民票の写し」 3 本人 と 法定代理人 の関係を明らかにする戸籍謄本等
本人（委任者） の 任意代理人 が請求者の場合	1 委任者 の本人確認書類のコピー又は印鑑登録証明書の提出（委任状に添付） 2 委任者作成の委任状の提出 3 任意代理人 の本人確認書類の提示	1 委任者 の本人確認書類のコピー又は印鑑登録証明書（委任状に添付） 2 委任者作成の委任状 3 任意代理人 の本人確認書類のコピー 4 任意代理人 の「住民票の写し」

「提示又は提出していただく本人確認書類」の例示

運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等

「住民票の写し」に替わるものの例示

在外公館の発行する在留証明、開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物、開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等（弁護士事務所住所の記載のある弁護士会発行の身分証明書）

※R6.12.2 政令及び規則改正で「健康保険の被保険者証」及び「共済組合員証」は削除されるが、本人確認時有効期限内のものであれば利用可能。請求書の「□その他（ ）」欄に記入する。